

教育・人権・平和政策

SDGSsの目標とターゲット



3.3



4.7 4.a



5.1 5.5 5.b 5.c



8.5



10.2 10.3



16.1 16.2 16.3 16.6

16.7 16.10 16.a 16.b

◇背景と考え方

- 日本における「奨学金」の多くは貸与型奨学金となっている。さらに貸与型の中でも、有利子である第二種奨学金の割合が高くなっている。2020年度に独立行政法人日本学生支援機構が行った調査によると大学（昼間部）に通う学生の49.6%が「奨学金」を受給しているという。こうした学生は「奨学金」という名のローンを利用し、卒業後数百万円の借金を背負い社会に出ていく異常な事態となっている。

2017年に給付型奨学金制度の創設を盛り込んだ「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」が成立し、給付型の奨学金が導入された。しかし、対象者や支給額は十分なものとは言えず、制度の更なる拡充が望まれていた。来年度から年収要件が380万円から600万円以下に拡充されるとの報道があったが、更なる支給の強化が望まれている。

こうした中、独自の給付型奨学金を創設したり、一定額を自治体が返還する返済支援制度を創設した自治体もある。

- 時代の変化とともに、男女二元論にとどまらない性のあり方の多様性、また、性以外も含めた多様性の尊重が重視されるようになってきた。その中で、性的指向・性自認（SOGI）の尊重については、ジェンダーに関する課題として差別やハラスメントの撲滅に取り組まなければならない。公営住宅の入居や福利厚生制度の使用の際などに、家族として認められるパートナーシップ制度について、県および県内すべての市町村での導入をめざすことが求められる。
- 教員の多忙は「病気休職者」の増加を背景に、既に20年以上も前から懸案事項となっていたが、若い電通社員の過労死（2015年）という悲惨な出来事によって議論の俎上に乗し、「働き方改革」推進とともに社会的に周知されるようになった。

しかし、教員の働き方に注目が集まるとともに、長時間労働の実態や保護者・児童生徒の対応の困難さなど負の側面が話題となった。そして教員をめざす学生が減るとともに、全国的に教員採用試験の倍率が下がり、人材不足が課題となっている。

この間、教員の多忙と欠員等の人材確保の難しさに、更なる拍車をかけた教員免許更新制は2022年7月をもってようやく廃止となるが、教員の働き方改革を着実に進め、教員がゆとりをもって仕事に取り組める環境づくりを推進することが今こそ求められている。出産や病気、不慮の事故等で休職・退職者が出た場合、臨時的任用職員や非常勤職員が見つからずに管理職や隣のクラスの職員が担任を兼任するケースや、教科担任が免許外教科の授業を行う状況が多く、多くの学校で現出し、子供たちの学びを保障するとはいいがたい現状を早急に改善することが急務となっている。

2019年に政府が打ち出した「GIGAスクール構想」では教育におけるICT化の実現を掲げ、タブレットの活用による授業の導入を目指した。コロナ禍もありタブレットを活用した学習は日常的に行われるようになったが、教材の開発、関連機器の操作の補助や管理を担当する業務の負担は大きいため、専門スタッフの配置が望まれている。

- 現在、日本には全国に130以上の基地を含む米軍施設がある。横田基地（東京都）、厚木基地（神奈川県）、普天間基地（沖縄県）など、在日米軍基地の多くが人口密集地付近に位置するため、騒音・事故など深刻な問題が起こっている。これらの問題は、在日米軍基地がある地域だけの問題ではなく、日本全体で国民共有の課題として考えていく必要がある。

また、米軍関係者による犯罪被害の際に、立ちはだかる大きな壁が「日米地位協定（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定）」である。

近年、有害性が指摘されている有機フッ素化合物（PFOS）が在日米軍基地内やその周辺から相次いで検出され、住民の不安が高まっている。

- ジェンダー平等社会の実現に向けては、条約などの国際的取り決めに遵守するための取り組みが欠かせない。まず、女性差別撤廃条約にもとづく性差別禁止、特に雇用の全ステージにおける直接・間接差別の禁止に関する法制度の充実が必要である。

日本は2022年に177番目の批准国としてILO105号条約（強制労働の禁止）を批准し、2023年7月19日に国内で発効する。引き続き「中核的労働基準8条約」で唯一の未批准となる第111号条約（差別待遇（雇用及び職業））、及び190号条約（仕事の世界における暴力とハラスメント）の早期批准、加えて女子差別撤廃条約の選択議定書への署名に向けた国内法整備、さらには、ILO条約適用専門家委員会が日本政府に強く求めている同一価値労働・同一賃金の原則の実現による均等待遇の担保、性やライフスタイルに中立な制度の実現による格差是正、貧困解消の施策について、取り組みを進めていくことが重要である。

- 拉致問題に関しては、2014年に日朝両政府によって交わされた「ストックホルム合意」が、2016年に北朝鮮から一方的に反故にされて以来、一向に進展が見られない状況が続いている。新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢などをはじめ、世界中で次々と深刻な問題が現出する中、拉致被害者の関係者が最も懸念していることは、この問題の風化である。拉致被害者本人、及び家族の高齢化も進み、残された時間は少なくなっている。県はこの問題の風化を防ぎ、一刻も早い解決に向けて国と連携し、更なる啓発活動に取り組み、問題解決に向けた機運を高めることが求められる。

- 人種、民族、宗教、肌の色、性別、年齢、疾病、障害、門地、性的指向・性自認等による人権侵害はいまだに続いている。また、近年では特定の人種や民族に対し憎しみをあおるような差別的表現、すなわちヘイトスピーチやインターネット上で知らない間に行われている差別拡散などによる悪質な人権侵害が横行しており、大きな社会問題となっている。

◇重点政策

19. 高等教育機関への進学のための自治体独自の給付型奨学金制度及び、返済支援制度を創設すること。あわせて給付型奨学金の拡充を国に求めること。

＜教育支援政策 4.3 4.4 10.2 新規＞

20. 性的指向と性自認〈SOGI〉に関する差別やハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。あわせて、あらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を整備すること。また、県としてのパートナーシップ宣言制度導入に向けて積極的に検討をすすめること。

＜ジェンダー平等政策 5.c 8.5 10.2 16.10 補強＞

21. 教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保と、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のため、学校における働き方改革をすすめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、ICTの専門スタッフなどの人的措置を更に推進すること。また、教員の欠員を確実に補充するための人材確保に向けた具体的な施策を早急に行い、子どもたちの学びを保障すること。

＜教育環境政策 4.7 4.a 補強＞

22. 県内米軍基地機能の整理・縮小・返還、日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地における航空機騒音の解消等について、引き続き神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体及び関係自治体との連携をすすめ、基地周辺住民の不安解消をめざし、安全で快適な生活を送れるよう国に要請すること。

特に近年、県内米軍基地周辺では、河川・流出地下水から国の目標値を超える有機フッ素化合物（PFOS）の検出が報告されている事から、基地内における実態把握や緊急対策について早急に調査および回答を求め、必要に応じて県の立ち入り調査を求めること。

＜米軍基地に関する政策 3.3 16.10 補強＞

23. ジェンダー平等社会の実現に向け、政府の「第5次男女共同参画基本計画」及び「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」を着実に実行し、進捗状況について率先垂範となるよう公表・報告すること。また、女性活躍推進法の改正に伴い義務付けられた男女の賃金格差等について、情報の把握と男女平等参画・ジェンダー平等の視点からの分析を行い、雇用の全ステージにおける直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。

＜ジェンダー平等政策 4.7 5.1 5.5 5.b 5.c 8.5 10.2 10.3 16.7 16.b 補強＞

24. 国家の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組むとともに、県民集会を開催するなど、県民・市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

＜人権政策 16.1 16.3 16.6 16.a 補強＞

25. 市民生活の尊厳と平穏を守る観点から、「ヘイトスピーチ、許さない」という規範の確立に向けて取り組むとともに、実効性のある条例を制定し、不当な差別的言動を許さない社会環境づくりを推進すること。

＜人権政策 10.2 10.3 16.2 16.10 16.b 継続＞

【参考資料】

●連合は、2016年3月の中央執行委員会において「性的指向及び性自認に関する差別禁止に向けた連合の当面の対応について」を確認しました。この方針では、あえて特定のマイノリティ（少数派）を表す言葉である「LGBT」を打ち出さず、多数派も含めたすべての人が持つ属性としての「SOGI」を前面に押し出しています。日本ではやや馴染みの薄い言葉ながら、2006年のジョグジャカルタ宣言以降、国際社会で新たに使われ始めた「SOGI」をあえて使用した背景には、この問題を特定の人びとにのみ配慮が必要な課題としてとらえるのではなく、すべての人の対等・平等、人権の尊重に根ざした課題としてとらえるべきであるという、国際的潮流に則った大きな考え方があります。

連合は、この方針にもとづき性的指向や性自認に関する差別を禁止する法整備を進めるとともに、就業環境改善等に関する取り組みを進めることとしています。2016年8月に実施した職場の状況に関する実態調査では、職場における差別を8割以上の人が「なくすべき」であると考えていることが浮き彫りになりました。また、「ハラスメント防止対策」や「差別禁止の方針を明らかにする」こと、あるいは「いわゆる『トランスジェンダー』に対する配慮」等、関連する施策の職場におけるニーズがあることも明らかになりました。

(連合 性的志向及び性自認に関する差別禁止に向けたガイドラインより)

●国・地方自治体は、教職員定数の拡充や、教員養成システムの改善など、指導体制の強化を通じて教育の質的向上をはかる。

- ①総額裁量制にもとづく教職員の給与・配置について、教育予算の増額を前提に、運用実績を踏まえて地方自治体の裁量を拡大する。また、教員に優れた人材を確保し、安定的に質の高い人材を確保するために、教員給与の優遇措置を維持・継続する。
- ②教員が子どもと向き合う時間を確保し、一人ひとりにきめ細かな教育を行うため、35人学級に向けた環境整備を進めるとともに、その効果と課題を検証して、中等教育を含め、さらなる少人数学級を推進する。あわせて、部活動の学校から地域への移行、ICT支援員やICT活用教育アドバイザーの配置、専科教員をはじめとする学級担任外教員やスクールスタッフなどの拡充による指導体制の強化を推進する。
- ③教員の長時間労働の是正など、労働環境の改善をはかるため、教員に労働基準法37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）を適用するなど、給特法の抜本的な見直しを視野に、当面は、改正給特法第7条関連の「在校等時間」による勤務時間管理と上限規制の遵守を徹底する。
- ④教職員の非正規化が深刻であるため、非正規教職員の抜本的な処遇改善など、労働環境の改善をはかる。加えて、教職員に対するメンタルヘルス対策を強化し、精神疾患で休職する教職員数を減少させる。

(連合 政策・制度要求と提言より)

●神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）

「設立目的」

米軍基地に関係する県内 12 市町（現在は 8 市）と県が、基地問題について県・関係市が密接な連絡を保ち、相互に協力して、その解決を図ることを目的に、昭和 39 年 5 月 21 日に結成されました。基地返還に伴い平成 5 年度末で湯河原町が退会したことにより、平成 6 年度から名称を「神奈川県基地関係県市連絡協議会」としました。

「会員」（県及び 8 市）

神奈川県、横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

「活動状況」

米軍基地に起因する諸問題を解決するため、国に対し、基地問題に関する要望等を行うとともに、事件事故発生時は必要に応じて緊急要請を実施しています。また、研修や基地調査を実施するなど、基地対策推進のための調査、研究を行っています。

（神奈川県HPより）

●PFOS（有機フッ素化合物）

人工的に作られた有機フッ素化合物は 4700 種類以上あると言われ、総称して「PFAS」と呼ばれている。PFASの中には、ペルフルオロオクタンスルホン酸「PFOS」、ペルフルオロオクタン酸「PFOA」など多くの種類がある。耐熱性に優れ、水や油をはじく性質があり、調理器具のコーティングから空港の泡消火剤までさまざまな用途に利用されている。自然界では分解されず、体内に蓄積されやすい為、発がん性など健康被害が指摘されている。国際的に規制が進み、日本でも「PFOS」は 2010 年、「PFOA」は 2021 年に製造・輸入が原則禁止された。近年、沖縄の基地周辺での深刻な汚染が問題化。批判の高まりを受け、国は 2020 年 5 月、「PFOS」と「PFOA」を合わせた「暫定目標値」を 1 リットルあたり 50 ナノグラムと設定した。

しかし、数千もある「PFAS」の化合物の中で有害性が研究されているのは一部ではないことや、さまざまな形で「PFAS」にさらされる可能性があることから、健康への影響を正確に追跡することが難しい物質であるとも指摘されている。

●「第 5 次男女共同参画基本計画」

ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映（ジェンダー主流化）し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進める。これにより、国際社会と協調して我が国の責務を果たし、ゴール 5 を含む SDGs 全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献する。

（内閣府 第 5 次男女共同参画基本計画 基本的な方針より）